

平成29年度

商店街アーケード施設維持管理費補助金

評価表

NO.

33

所管部課名	商工政策課		担当者	武田 牧人					
事務事業名	商工振興費								
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱								
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下								
平成29年度 予算額	126 千円	国県支出金 千円	一般財源 126 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	歩行量（川内山形屋前 年 2 日（日・月）実施）			日曜日600人/月曜日500人		平成 3 4 年度			
成果指標②									
補助対象者	太平橋通り商店街振興組合								
補助対象経費	太平橋通りのアーケードに係る道路占用料に要する経費								
補助対象事業・活動の内容	アーケード施設の適正な維持管理								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	道路占用料の 1 0 0 分の 3 0								
上記項目の積算方法	予算の範囲内を上限とする								
補助 過 去 3 カ 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度			
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）		
	収入	自己資金	294, 736	70. 1%	294, 736	70. 1%	294, 736	70. 1%	
		自己負担金	294, 736	70. 1%	294, 736	70. 1%	294, 736	70. 1%	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		市補助金	126, 000	29. 9%	126, 000	29. 9%	126, 000	29. 9%	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		計	420, 736	100. 0%	420, 736	100. 0%	420, 736	100. 0%	
		支出	道路占有料 （3, 287㎡×128円）	420, 736	100. 0%	420, 736	100. 0%	420, 736	100. 0%
					0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
	（翌年度繰越金）			0. 0%		0. 0%		0. 0%	
計	420, 736		100. 0%	420, 736	100. 0%	420, 736	100. 0%		
支出計/前年度支出計				100. 0%		100. 0%			
自己資金/前年度自己資金				100. 0%		100. 0%			
翌年度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%		0. 0%			
交付件数		1 件		1 件		1 件			
成果指標の推移				日曜日447人/月曜日745人		日曜日489人/月曜日730人			
特記 す べ き 事 項 等	【前回評価】 平成26年度「現状のまま継続」 ・アーケードに対する補助については、現在ハード面での補助となっているが、アーケードに入っている店舗の魅力を高めるようなソフト事業も絡めた補助を検討されたい。								
	【前回評価への回答】 平成28年度より太平橋通り商店街振興組合が実施団体となり、プレミアム商品券発行、ごほうびマーケット、ハッピーハロウィン秋祭り等商店街の活性化等を目的とした事業に対して3年間を上限に「がんばる地域商店街等支援補助金」を交付し支援を行っている。								
	【今年度改善点】 これまで通りの補助率、事業内容である。								
	【事業のPR方法】 特になし								
	【費用対効果】 特になし								
【補助事業以外の事業】 ソフト（夏祭り、歳末イベント等）、ハード（照明LED化、防犯カメラ、AEDの設置等）ともに、市民の安心・安全な利用のため、積極的に事業展開している。									
【その他】 特になし									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	商店街アーケードの維持管理補助を行うことにより、利用する市民が買い物がしやすい等、利便性が図られる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	アーケードが設置されていることにより、利用する市民の利便性が図られるため。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	設置されているアーケードは、多くの市民が買い物等で商店街を利用する際に大変有効なものであり、適切な効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	商店街が設置しているアーケードへの補助であり、事業への補助を行うことは適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	経費の30%が補助額であり、妥当な水準である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	商店街において、大売出しや商品券事業、各種イベント等の開催など商店街活性化のための活動を実施されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	商店街の活性が図られ、街全体の賑わいにつながることで、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	商店街が設置しているアーケードへの補助であり、事業への補助を行うことは妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費等明確に規定されており、市が補助金を交付することは妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 アーケードの維持管理を行い、そこを利用する市民の利便性を図ることが必要であるため。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			《まとめ》

商店街アーケード施設維持管理費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商店街アーケード施設維持管理費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、アーケード施設の適正な維持管理をするものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、アーケード施設の維持管理に係る経費の額に100分30を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、道路占用料及び災害時等におけるアーケード施設の改修に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思われる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、適正なアーケード施設の維持管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。